６教会第１４７２号

令和７年２月１２日

各所属長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会津教育事務所長

職員公舎の入退去について（通知）

　令和７年４月の定期人事異動等に伴うこのことについて、下記のとおり職員に周知するとともに、該当がある場合は関係書類を取りまとめのうえ、期限までに提出願います。

　また、各校長公舎および川口教職員住宅につきましては、公舎居住者が退去する場合、鍵の管理等についても併せてお願いいたします。

記

1. 会津域内の公舎および入退去手続きについて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公舎の別 | 所在地 | 入居手続 | 退去手続 |
| 一般職員 公舎 | 会津若松市 （錦町、城西町の教職員住宅） | 別紙１のとおり | 別紙２のとおり |
| 金山町（川口教職員住宅） | 別紙３のとおり | |
| 校長公舎 | 会津域内 （会津、会津支援、喜多方東、 喜多方桐桜、猪苗代支援、西会津、 会津西陵） |

1. 書類の提出期限および提出先

期　限：令和７年３月１４日（金）正午まで必着（ＦＡＸ又は電子メール可）

提出先：会津教育事務所総務社会教育課　担当　安齋

1. 入居の可否について

令和７年３月２１日（金）までに該当所属あてに連絡します。

1. その他
2. 福島県職員公舎規則（昭和４１年規則第１６号）第２４条に基づき、別添のとおり「公舎に係る使用者の費用負担運用基準」を定めています。
3. 現在上記公舎に入居中の職員のうち、新年度所属異動後も入居継続する者に関しては、「該当職員の氏名と新所属名」を現所属から下記担当者へ電話、ＦＡＸまたは電子メール本文で連絡ください。
4. 定期人事異動以外の理由で同時期に入居希望する者に関しても、同様の取り扱いとします。
5. この通知については、グループウェアの全庁掲示板「各部局からのお知らせ」にも掲載します。

　　　　　（事務担当：総務社会教育課　安齋）

電話　0242-29-5483　ＦＡＸ　0242-29-5494

　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メールaizu.kyouiku.soumu@pref.fukushima.lg.jp